

堺市教育委員会

堺市立学校における児童生徒用パソコンの貸与に関する同意書

貸与される児童生徒用パソコンの利用について、下記の内容に同意します。

- 1 「堺市立学校における児童生徒用パソコンの利用に関する注意事項」を順守します。
- 2 児童生徒の学習以外の目的には使用しません。
- 3 貸与された児童生徒用パソコンを適切な管理のもとで使用し、破損や紛失には十分注意します。
- 4 貸与された児童生徒用パソコンを譲渡し、貸与し、又は担保に供しません。
- 5 卒業や転出、返却を求められたときは、貸与されたものをすべて学校に返却します。
- 6 児童生徒用パソコンで取り扱う児童生徒の個人情報について、別紙「堺市立学校における児童生徒用パソコンの利用に関する注意事項」に記載のとおり取得・利用することに同意します。

令和 年 月 日

学校名 堺市立
児童生徒 なまえ

学校 () 年 () 組 () 番

保護者氏名